

三十三銀行の「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当行は、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の趣旨を踏まえ、これを遵守する態勢を整備し、真摯に対応しております。今後もガイドラインに基づき、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めて参ります。

1. お客さまへのご融資にあたっては、お客さまがガイドラインの以下の要件を将来に亘って充足すると見込まれるかを確認のうえ、お客さまの経営状況やご融資の内容等を総合的に判断し、お客さまのご意向も踏まえて経営者保証の必要性を検討いたします。
 - ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
 - ② 財務基盤の強化
 - ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保
2. 検討の結果、経営者保証をご提供いただくこととなった場合には、
 - ① 何が十分でないため保証が必要なのか
 - ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、お客さまにご理解・ご納得いただけるよう、個別・具体的に説明いたします。また、保証金額は保証人となるお客さまの資産状況などを踏まえ、適切に設定いたします。
3. 経営者保証の負担を軽減・解消したいとお考えのお客さまには、改めて保証の必要性をガイドラインに基づいて検討いたします。
4. ガイドラインに基づいた保証債務の整理のお申し出を受けた場合には、お客さまの資産状況などを勘案したうえで請求の範囲を検討いたします。
5. 事業承継時、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めません。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、保証の必要性を改めて検討いたします。

（2023年6月）